

2013 年 9 月 12 日

クラウド及びメディア変換に関する意見

一般社団法人日本映像ソフト協会
後藤 健郎

1. 新たな技術と著作権の関係について

新たな技術による著作物の利用を消費者・ユーザーの皆様が享受する環境が構築されることは必要なことだと考えます。

しかし、消費者・ユーザーの皆様が新たな技術を享受する環境は、まずサービス提供事業者が権利処理の努力を尽くすことによって実現されるべきだと考えます。

映像コンテンツにつきましても、配信事業者にコンテンツの配信を許諾し、著作物の許諾に基づくクラウドでの利用が始まっています。

したがいまして、消費者・ユーザーの皆様が新たな技術で著作物を利用するためには権利制限の拡大が必要であるとは思われません。

2. メディア変換に関する権利制限の拡大について

ほとんどの民生用デジタル録画機器はアナログ入力端子を備え、「アナログデジタル変換が行われた影像を」記録する機能を有しておりますので、VHS 再生機のアナログ出力端子とデジタル録画機器のアナログ入力端子をケーブルで接続することで、家庭内で容易にメディア変換することが可能です。そのため、それを第三者の事業者に委託してもいいのではないかとの見解もあります。

しかし、そもそも VHS で記録したものの再生環境は、第一義にはその録画環境を提供してきたハードメーカーの責任で提供されるべきもので、権利制限の拡大という手段でその責任を著作権者に転嫁するべきものではないと考えます。

したがって、過去に放送された番組を VHS で録画したものを、使用する人がアナログデジタル変換することを越えて、さらに事業者に委託して行うことにより権利制限を拡大する理由はないと思われます。

加えて、映像コンテンツのデジタル化が始まり 20 年近くが経過し、その間にデジタル環境に適したクオリティーで過去の映像コンテンツも多数提供されていますので、過去に VHS に録画した映像コンテンツをメディア変換する必要性は乏しいと思われます。

このことは、VHS 再生機能とデジタル録画機能とを併せ持つ録画機器の製造を中心しているメーカーも存在することからも推測できます。

したがいまして、メディア変換を事業者に委託できるようにするための権利制限拡大は、正当性はもとより必要性もないと考えます。

3. 諸外国の立法例について

前回の本小委員会で配布された JEITA 資料で示された 11 か国の立法例について、当協会事務局に調べさせましたところ、各発表者が要望したような利用を根拠づけるものではなく、むしろ否定的な立法例やわが国より複製目的や複製方法をより厳格に規定している立法例ではないかとの報告を受けています。

クラウドやメディア変換のために権利制限規定を設けるのならば、そのための権利制限をした立法例の有無を精査して本委員会で示していただきたいと存じます。

以上